

令和7年7月15日
西日本高速道路株式会社

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者：株式会社かんでんエンジニアリング
住所：大阪府大阪市北区中之島6-2-27
2. 入札参加資格停止期間：令和7年7月15日から令和7年9月14日まで（2ヶ月）
3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域1
4. 事実概要：
株式会社かんでんエンジニアリングが、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適合者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日及び令和6年7月17日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。
当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適合者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適合者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認され、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとし、令和7年2月4日付けで建設業許可部局である近畿地方整備局長より、指示処分及び営業停止処分（22日間）を受けた。
5. 入札参加資格停止措置理由：
上記の事実概要が「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成17年11月30日付要領第96号）別表第2第10号（建設業法違反行為）に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第2

措置要件	地域及び期間
（建設業法違反行為） 10 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分

地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課